

令和元年度第3回 西宮市都市計画審議会

【令和元年10月28日(月)午前10時から12時08分】

議 題	内 容
<p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p>	<p>関西学院周辺景観地区の決定(西宮市決定)について【再付議】</p> <p>阪神間都市計画地区計画の決定(西宮市決定)について【再付議】 (関西学院周辺地区地区計画)</p>
審議結果	<p>今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。</p>
主な質問等	<p>○ 意見等なし</p>
議案第3号	<p>阪神間都市計画生産緑地地区の変更(西宮市決定)について【付議】 (下山口西ノ久保2生産緑地地区ほか18地区)</p>
審議結果	<p>今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。</p>
主な質問等	<p>○ 既に開発事業等が進んでいる生産緑地があるが、公園等の公共用地として必要な用地については、買取申出を受けて市は買い取るべきであり、生産緑地の解除には反対である。 都市計画法上の区域指定がされたままでも開発行為等を行えるのか。</p> <p>【当局回答】 買取申出を受けた際は、関係部局に照会しているが、整備計画がない等の理由により買い取りには至っていない。 土地の買収が成立しなければ、生産緑地法により行為制限が解除される制度となっており、都市計画法上の区域指定がされたままでも、開発行為等を行うことは可能である。</p> <p>○ 都市計画法と生産緑地法の制度上の不備かもしれないが、買取申出を事由とした解除について、本審議会でも審議する意義があるのか。</p>

	<p>買取申出に対して、都市計画の観点から事前に対応を検討しておく必要があるのでは。</p> <p>【当局回答】</p> <p>生産緑地内の行為制限については、生産緑地法により規定されており、1カ月以内に買取通知を行った上で3カ月以内に買取が成立しなければ、行為制限が解除される仕組みであり、都市計画によるコントロールが難しい制度となっている。</p> <p>今後、買取申出に対して機動的に対応できるような制度設計について、関係部局と協議・検討していく。</p>
議案第4号	<p>西宮市景観計画の変更について【諮問】 (枝川町戸建住宅B地区景観重点地区指定)</p>
審議結果	<p>審議の結果、本案を適切であると認めたので、この旨答申する。</p>
主な質問等	<p>○ 建築物の裏手に室外機等がむきだしの事例をよく見るが、今回地区はそのようなことにならないか？</p> <p>【当局回答】</p> <p>努力規定ではあるが、室外機等は道路から見えにくい工夫をするよう規定している。</p>
報告第1号	<p>阪神間都市計画地区計画の決定（西宮市決定）について【報告】 (苦楽園五番町くすのき台地区地区計画)</p>
主な質問等	<p>○ 本地区は同時期に造成されたものか？建築協定も同様の範囲か？周辺地区は同時期に開発されたものではないのか？</p> <p>【当局回答】</p> <p>同時期に一団で開発された区域を本地区計画の区域としており、建築協定区域も同じである。周辺地区は本地区の開発以前に既に建設された街区である。</p> <p>○ 敷地面積の最低限度が大きすぎないか。空き家の増加に繋がる懸念がある。</p> <p>【当局回答】</p> <p>南部市街地で比較的、駅からのアクセスも良く、設定している敷地面積でも空き家増加には繋がらないと考える。</p> <p>また地元の意向により、現在の基準を設定している。</p>

<p>報告第2号</p>	<p>都市計画道路（名神湾岸連絡線ほか4路線）の変更（素案） について【報告】</p>
<p>主な質問等</p>	<p>○ 国道43号や阪神高速3号神戸線の渋滞が緩和されたとしても、大気汚染、振動を受けることとなる沿道住民のメリットは何もない。環境影響評価の中で、環境調査だけでなく周辺住民の現状の健康状態を調査して欲しい。</p> <p>【当局回答】 名神湾岸連絡線の整備に伴う環境の事前予測と評価を国が行うが、周辺住民の健康状態の調査を行うとは聞いていない。意見について国へ伝える。</p> <p>○ 国土交通省の都市計画運用指針では、身近な生活環境はもとより温暖化や大型台風などの地球規模の環境問題までを念頭において計画の策定にあたることが望ましいとされている。また、計画自体は、都市環境の改善につながるものであっても、周辺市街地に対しては必ずしもよい影響だけを与えるわけではなく、周辺生活環境に与える影響を十分に考慮し計画することが望ましいとされている。地域住民にどのような影響があるのか、国や県に任せるのではなく、市が健康状態を調査し、積極的に独自で研究、検討してもらいたい。（意見）</p> <p>○ これから高齢化が進行し人口が減少していく中で、将来の交通量のシミュレーションが必要ではないか。 大阪湾岸道路西伸部の開通後の渋滞状況を確認してから名神湾岸連絡線の必要性を検討すればよいのではないか。</p> <p>【当局回答】 計画策定時に将来交通量がどのようになるのか予測をしている。大阪湾岸道路西伸部が整備されれば、阪神高速5号湾岸線の交通量が約2倍となり、また、それに伴い臨海部へ向かう一般道路の交通量が増えるという予測結果が出ていることから、これらの交通の一部を転換するためにも西伸部に遅れることなく名神湾岸連絡線の整備が必要と考えている。</p> <p>○ 都市計画法の趣旨に沿って、今後説明会だけではなく公聴会の開催が必要ではないか。公聴会の開催について強く要請したい。</p>

【当局回答】

県の都市計画の手続きの中で、都市計画案作成の際に公聴会の開催を検討すると聞いている。

- 以下4点について市の見解を知りたい。
 - ① 理由書の中で阪神高速3号神戸線の大阪方面への接続について記載が必要ではないか。
 - ② 阪神高速3号神戸線の大阪方面へ接続することによって、物件の移転件数が増えることについてどのように考えているか。
 - ③ 阪神高速3号神戸線と接続することにより、福應神社のすぐ近くを通ることになり、神社の静謐さを維持できるのか。
 - ④ 計画段階評価の段階から名神湾岸連絡線は、名神高速と阪神高速5号湾岸線とを接続する自動車専用道路と説明しており、その趣旨でアンケートを行っている。阪神高速3号神戸線と接続することについて、アンケートを再度行わなくてもよいのか。

【当局回答】

以下の通り回答する。

- ① 理由書には、主たる理由を記載している。「阪神高速3号神戸線の接続」については、理由書の中の「阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させる」という表現に含んでいると考える。
- ② 大阪方面との接続により、移転件数が増えることは十分認識している。阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させるため、また、阪神高速3号神戸線、5号湾岸線の緊急時の代替路を確保するためにも、大阪方面との接続は必要と考えている。
- ③ 国が実施している環境影響評価において示される周辺への環境予測や環境保全措置を踏まえて、福應神社への影響についても、事業者が事業実施段階において適切に対応していくものと考えている。市としてもできる限り、現在の環境が保全できるような措置の実施について強く要請していく。
- ④ アンケート結果では、「阪神高速3号神戸線の渋滞を緩和する道路」や「災害時等にも通行できる道路」を重要と思われる方が多い結果となっている。このことから、阪神

	<p>高速3号神戸線の大阪方面との接続は必要と考えており、引き続き、JCT周辺の皆様の理解が得られるよう努めたい。</p> <p>また、アンケートでは、沿道住民から1670件、周辺住民から1969件と一定の回答を得ており、それを踏まえた計画であるためアンケートの再実施は不要と考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の理解と協力を得る取り組みをせずに阪神高速3号神戸線と接続するのは市民に不信感を抱かせることとなる。(意見) ○ 個別の意見に対応していく窓口は必須と考えるので、市民に寄り添った対応をしてもらいたい。(意見) ○ 経路の選択枝を増やし、緊急時の代替性を確保する必要があるのであれば、浜甲子園線は廃止すべきではない。(意見)
<p>報告第3号</p>	<p>産業廃棄物処理施設の敷地の位置について【報告】 (鳴尾浜2丁目)</p>
<p>主な質問等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 硫化水素の安全上の基準値はあるのか。また安全対策についてどう対応するのか。 <p>【当局回答】</p> <p>バイオガス生成時に硫化水素は発生するが、原料に水酸化第二鉄を混合し、バイオガス生成時における硫化水素の量を抑制するとともに、脱硫塔による乾式脱硫を行う。</p> <p>ガス漏れの検知は、屋内においては、ガス検知器により検知を行う。屋外においては、日常のパトロールによる監視とともに、定期的につなぎ目をセンサーで点検する。硫化水素の安全性における基準値については、把握していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石炭を燃焼する施設で、ばいじんが基準値を超えていた事例があるが、ばいじんの調査を行うのか。 <p>【当局回答】</p> <p>バイオガス燃焼時のばいじんについては、石炭等の燃焼時と比べてほとんど発生することはないとされているが、生活環境影響調査により予測調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バイオマスでは爆発事故などの事例があるが、バイオガスは安全なのか。

【当局回答】

バイオガスの貯蔵は低圧のメンブレンガスホルダーによる貯蔵であり、高圧ガスのような危険性はない。またガス事業法の適用を受けることになり、技術基準への適合維持義務が求められる。